



平成 25 年 10 月 23 日
環自野発第 1310231 号

日本綠化工学会会長
柴田 昌三 殿

環境省自然環境局野生生物課長



外来種被害防止行動計画・侵略的外来種リストに関する 意見聴取について

野生生物行政の推進につきまして、平素より格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012－2020」において、外来種の計画的な防除等を推進するとともに、各主体における外来種対策に関する行動や自主的な取組を促すために、外来種被害防止行動計画（仮称）（以下「行動計画」という）を策定すること、また、わが国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある侵略的外来種について、侵略的外来種リスト（仮称）（以下「リスト」という）を作成することを国別目標の一つとして挙げています。

そこで、環境省、農林水産省及び国土交通省では、平成 25 年度中に行動計画を策定するために作業を進めています。また、リストについても、環境省及び農林水産省において同様に作業を進めています。

作業にあたっては、行動計画とリストのそれぞれについて有識者による会議を設置しているところですが、関わりの深い貴学会に対し、行動計画及びリストの案についてご意見を伺いたく存じます。

つきましては、貴学会でご検討頂き、ご意見がある場合は、別紙要領にしたがいご回答いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

(別紙)

【要 領】

1. 意見聴取内容

(1) 外来種被害防止行動計画素案について

下記の送付物①～④をお読みいただいた上で、ヒアリング事項について、⑤の回答入力フォームにご入力ください。

【送付物】

- ①行動計画作成の目的
- ②行動計画構成案
- ③行動計画素案
- ④行動計画素案への挿入図
- ⑤回答入力フォーム（行動計画用）

【ヒアリング事項】

行動計画素案（送付資料③、④）において、修正等が必要と思われる点がございましたら、該当箇所、修正内容案等、及び修正等が必要な理由をご記入ください。

【特にご意見をいただきたいポイント】

- ・第2章第1節 7 情報基盤の構築及び調査研究の推進

第2章では国だけでなく、地方自治体や教育機関、国民などの各主体が外来種対策を実施するための基本的な考え方を記載しております。素案の現状認識や基本的な考え方について、認識が不足している点や抜けている視点などあれば、ご意見いただければ幸いです。

- ・第2章第2節 各主体の役割と行動指針

第2章第2節では、各主体に期待される役割と行動指針を記載しています。国の計画として研究者・研究機関・学術団体などの各主体に求める役割や行動指針として記載することで、研究者・研究機関・学術団体の活動を促進できるような事項があれば、ご意見いただければ幸いです。

その他にも、行動計画に関することで、何かお気づきの点等ございましたら、ご意見いただければ幸いです。

(2) 侵略的外来種リスト（仮称）について

下記資料をご覧の上、ヒアリング事項について、添付の回答入力フォームにご入力ください。

【対象資料】

下記 URL より、平成 25 年 9 月 5 日の会議資料の特に資料 8、9 をご覧について、ご意見ください。

<http://www.env.go.jp/nature/intro/loutline/gairailist/bylist3/bylist3.html>

※資料の内容について

- ・資料 4－1～3 は、リスト作成にあたって全体の基本方針（植物・動物とも共通）と、作成手順、カテゴリ区分の概念図が示してあります。
- ・資料 5において、リスト掲載種を具体的に選定する際の手順及び評価基準の考え方を示しています（動物・植物とも共通）。
- ・資料 9（植物）のリストは、これらの基本方針等の考え方沿って既存文献等から一律にリストアップした「検討対象種」（侵略的外来種リストを作成するためのベースとなるもの）のリストで、この中から、今後さらに詳細な評価を行うべきものとして「評価対象種」を抽出し、その「評価対象種」から今後「掲載種」を選定する見込みです。各リストでは、「評価対象種」、「その他の検討対象種」（「評価対象種」ではなく、詳細な評価は行わない（掲載種としない）として整理したもの）の順に掲載しています。リスト冒頭部に、「検討対象種」全体の一覧を示し、「評価対象種」について「○」、「その他の検討対象種」について「-」で示しています。
- ・資料 8（植物）は、評価対象種の抽出作業を行う際の具体的な評価方法を、動物・植物に分けて整理したものです。「掲載種」の評価方法もこれと同様ですが、さらに精査する予定です。
- ・いずれもまだ検討作業中であり、確定したものではありません。
- ・資料 6、7 は動物に関するものです。

【ヒアリング事項】

- a. 検討対象種リスト及び、そこから抽出した評価対象種について、種（亜種・品種含む）としての不足、あるいは不要な種がありましたらご指摘下さい。その際、必ず根拠となる資料等をご提示下さい。
- b. リスト作成に係る最新の知見・情報等（分布、被害状況、生態的特徴、利用状況等）がありましたら、ご提供下さい。根拠資料等があればあわせてご提示ください。
- c. 牧草や緑化等、産業などで利用されている種については、利用上の留意事項に資する

リスク低減のための管理方法について、ご提案下さい。

- d. 検討対象種につきまして、有効な防除手法、拡大の防止策、侵入の予防策等、対策の方向性について、情報がありましたら提供願います。

その他、評価基準やリストの公表方法等についてご意見がありましらた、ご記入ください。

2. ご回答について

(1) 期限

誠に勝手ながら 11月15日までにそれぞれ回答フォームにご記入のうえ、下記ご連絡先までメールまたはFAXにてご回答いただけますようお願い申し上げます。

なお、この期間でご回答が難しい場合は、下記連絡先までご相談ください。

(2) ご連絡先

環境省自然環境局野生生物課 外来生物対策室

森川、谷垣

東京都千代田区霞が関1-2-2 (〒100-8975)

TEL. 03-5521-8344／FAX. 03-3581-7090

e-mail: MASATO_MORIKAWA@env.go.jp SACHIKO_TANIGAKI@env.go.jp